

<条例による猶予期間>

自動車の種別	初度登録年月日	使用可能最終日
普通貨物自動車	平成元年9月30日まで	平成16年9月30日以降の検査証有効期間満了日
	平成元年10月1日～ 平成5年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証有効期間満了日
	平成5年10月1日～ 平成8年9月30日	平成18年9月30日以降の検査証有効期間満了日
	平成8年10月1日～ 平成15年12月31日	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日 以降の検査証有効期間満了日
大型バス (定員30人以上)	昭和61年9月30日まで	平成16年9月30日以降の検査証有効期間満了日
	昭和61年10月1日～ 平成2年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証有効期間満了日
	平成2年10月1日～ 平成5年9月30日	平成18年9月30日以降の検査証有効期間満了日
	平成5年10月1日～ 平成15年12月31日	初度登録日から起算して13年間の末日に当たる日 以降の検査証有効期間満了日
特種自動車	昭和63年9月30日まで	平成16年9月30日以降の検査証有効期間満了日 (法第61条第1項の規定により自動車検査証の有効期間が2年とされている自動車にあっては、平成 17年9月30日)
	昭和63年10月1日～ 平成4年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証有効期間満了日
	平成4年10月1日～ 平成7年9月30日	平成18年9月30日以降の検査証有効期間満了日
	平成7年10月1日～ 平成15年12月31日	初度登録日から起算して11年間の末日に当たる日 以降の検査証有効期間満了日

注)2年車検自動車にあっても、法の使用可能最終日よりそれぞれ1年間適用を猶予する。

<規制除外車両>

特種用途自動車(8ナンバー車)のうち、運行を主目的とせず、主として作業に使用される次のものについては、規制が適用されません。

1 医療防疫車	21 はしご車
2 採血車	22 ポンプ車
3 軌道兼用車	23 コンプレッサー車
4 図書館車	24 農業作業車
5 郵便車	25 クレーン用台車
6 移動電話車	26 空港作業車
7 放送中継車	27 構内作業車
8 理容・美容車	28 工作車
9 消毒車	29 工業作業車
10 寝具乾燥車	30 レッカー車
11 入浴車	31 写真撮影車
12 ボイラー車	32 事務室車
13 検査測定車	33 加工車
14 穴掘建柱車	34 食堂車
15 ウインチ車	35 清掃車
16 クレーン車	36 電気作業車
17 くい打車	37 電源車
18 コンクリート作業車	38 照明車
19 コンベア車	39 架線修理車
20 道路作業車	40 高所作業車

<規制除外ケース>

次の場合は、規制が適用されません。

- 災害派遣等の場合
- 車検又はナンバープレートへの封印の取付けを受ける場合
- 臨時運行又は回送運送の許可(道路運送車両法)を受けている場合
- 幅2.5m、重量44トン、高さ4.1m、長さ19m又は、最小回転半径12mを超える車両で、道路法による特殊車両の通行許可を受けた経路で運行する場合
- 物品を積載又はけん引した状態が、幅2.5m、重量44トン、高さ4.1m長さ19m又は最小回転半径12mを超え、道路法の通行許可及び道路交通法の制限外積載許可又はけん引許可を受けた経路で運行する場合